

## 新型コロナウイルスワクチン接種の 3回目接種(追加接種)

国からの通知に基づき、2回目の接種が完了した日から、原則、8カ月以上経過した人を対象に、3回目の接種を実施します。

▼対象・接種時期など 下の表の通り。

2回目接種完了月	主な対象	接種券発送時期(予定)	3回目接種時期(予定)
3~4月	医療従事者で優先接種した人など	11月下旬	12月
5月	医療従事者・高齢者(施設入所者・一般)	12月下旬~	令和4年1月~

※「接種券(クーポン券)」は、2回目の接種が完了した日から8カ月となる人へ接種時期に合わせ、順次、発送予定。

なお、国の検討状況により、変更となる場合があります。詳細が決まり次第、広報うつのみや・市Ⓔなどでお知らせします。

### 注意!

コールセンターの電話番号が変わります

**宇都宮市新型コロナ  
ワクチン接種コールセンター**  
**☎0120(611)287**  
**(通話料無料)**

▼対応時間 午前8時30分~午後5時15分(土・日曜日、祝休日を含む毎日。ただし、12月29日~令和4年1月3日を除く)。

## 3回目接種 (追加接種)の Q&A

転入前の自治体で2回接種しました。宇都宮市から3回目の「接種券(クーポン券)」は送られてきますか?



転入前の接種記録は、本市で確認することができませんので、「接種券(クーポン券)」の発行には申請が必要です。詳しくは、コールセンターへお問い合わせください。

高齢なので、うまく予約ができるか心配です。



一般高齢者の接種開始に合わせて、コールセンターのスタッフを増員するとともに、各地区市民センターなどで予約支援を行いますので、ぜひご利用ください。

3回目接種でも、集団接種は実施しますか?



はい。高齢者の接種時には身近な接種会場を設けるなど、市民の皆さんが接種しやすい環境を整えて実施します。

連日多数の新規感染者が出た際も、使命感をもって医療活動に従事していただき感謝しています。その成果が感染者の大幅な減少につながったのだと思います。ありがとうございました。  
Aさん(陽南2丁目・60代)

常日頃から医療に従事していただき感謝します。辛いこともあるかと思いますが、どうかお体を大事になさってください。  
Sさん(御幸ヶ原町・70代)

新型コロナウイルスの治療を行いながら、他の病気の治療や診察などもしてすごいいました。医療従事者の皆さんのためにも、これからも感染対策を徹底的にしていきたいです。  
Sさん(不動前3丁目・10代)



## 医療従事者へのメッセージ

広報うつのみや11月号・市Ⓔで募集したメッセージの一部を紹介します。

コロナの中、毎日私たちのため働いてくださりありがとうございます。皆さんのおかげで助かった人、勇気付けられた人はたくさんいると思います。これからもお体に気を付けて頑張ってください。本当にありがとうございます。  
Sさん(住吉町・10代)

医療従事者の皆さん、いつもありがとうございます。私には感染対策しかできないことがないけれど、このメッセージが少しでも医療従事者の皆さんの力になっていたらうれしいです。  
お体を大事にしてどうかお元気で過ごしてください。  
Sさん(宮原1丁目・10代)

＼食事も、買い物も、観光も満喫！／



## お得なプレミアム付き商品券・クーポンで 市内の事業者を応援しよう (11月16日現在)

＼プレミアム率30%！／

### 宮の食ベトクチケット・ 宮の買イトクチケットを販売しています



#### 1 宮の食ベトクチケット第2弾 ID 1027890

▼内容 感染防止対策を徹底している市内の飲食店で利用できる、プレミアム付き飲食券。



▲宮の食ベトク  
チケットURL1

#### 2 宮の買イトクチケット ID 1027891

▼内容 感染防止対策を徹底している市内の小売店などで利用できる、プレミアム付き商品・サービス券(利用は1会計につき5冊相当まで可)。



▲宮の買イトク  
チケットURL2

■販売期間 令和4年1月31日まで(無くなり次第終了)。

■利用期限 令和4年2月28日。

■対象 市内在住か通勤通学する18歳以上の人。

■販売額 1冊5,000円で6,500円分の1 飲食券 2 商品・サービス券(500円13枚つづり)。1人1回につき各2冊まで、複数回購入可。

■販売場所 平日=市内郵便局66カ所。土・日曜日、祝休日=市内専用窓口13カ所。

■その他 販売場所や対象店舗など、詳しくは、各専

用(左のQRコード参照)をご覧ください。

☎プレミアム付飲食券・商品・サービス券コールセンター(購入者向け) ☎(651)3710

### 取扱店を募集しています 1 ID 1028032

2 ID 1028033

▼対象 市内で感染防止対策を行っている1 飲食店 2 小売・サービス業など。

▼申請方法 各専用(左のQRコード参照)の申し込みフォームに必要事項を入力するか、取扱店申請書兼宣誓書(市から取り出し可)に必要事項を書き、ファクスで、1 プレミアム付飲食券コールセンター FAX(614)2005 2 プレミアム付商品・サービス券コールセンター FAX(632)3750へ。

▼その他 登録・換金手数料は無料。詳しくは、各専用をご覧ください。

☎取扱店向けコールセンター ☎(651)3703

※54ページでは、マンガで紹介しています。

＼プレミアム率50%！／

### プレミアム観光クーポン宇都宮を販売しています ID 1027927

▼内容 市内の観光・宿泊施設などで利用できる電子クーポン(①周遊クーポン②宿泊割引付き周遊クーポン)。

▼販売期間 令和4年2月28日まで(無くなり次第終了)。

▼利用期限 令和4年3月27日。

▼対象 市内在住者または市外からの観光客。

▼販売額 ①2,000円で3,000円分②1万円で1万

5,000円分(内4,000円分は宿泊費)で販売。1券種につき1人2口まで購入可。

▼その他 販売方法や対象店舗など、詳しくは、プレミアム観光クーポン宇都宮 URL3をご覧ください。

☎プレミアム観光クーポン宇都宮コールセンター ☎(346)4171(火～金曜日、午前10時～午後5時。ただし、12月25日～令和4年1月3日を除く。)



▲プレミアム  
観光クーポン  
宇都宮URL3

## 年末年始も感染症対策を徹底しましょう

年末年始は、忘年会や帰省など、人が集まる機会が増えます。マスクの着用や手洗い・うがい、換気などの基本的な感染症対策の他、感染リスクの高まる場面に注意して、右のような感染リスクを下げる行動を意識しましょう。



- ▼引き続き、新しい生活様式を心掛ける。
- ▼換気が良く、座席間の距離も十分で、適切な大きさのパーティションが設置されているなど、感染対策が徹底された飲食店を利用する。
- ▼飲食店などが実施している感染防止対策に協力する。

＼今だからこそ、人権について考えよう／

# 人権問題を「誰か」のことではなく ID 1009505 自分自身のこととして考えてみませんか

12月4～10日は人権週間です。

インターネットやSNSの急速な普及の他、新型コロナウイルス感染症の影響など、社会が変化する中、今一度、人権問題について、他の「誰か」のことではなく、自分自身のこととして考えてみませんか。

問男女共同参画課 ☎(632)2346



▲人権イメージキャラクター  
人KENまもる君 人KENあゆみちゃん

## 多岐にわたる さまざまな人権問題

昨今、問題となっている、インターネット上における誹謗中傷や差別を助長するような発信は、重大な人権侵害につながる可能性があります。

また、いじめや児童虐待、職場におけるパワハラやセクハラなども人権問題として挙げられます。さらに、性的マイノリティに対する偏見や差別、職場での不適切な対応などもあり、人権をめぐる課題は尽きません。

## 「誰か」のせいじゃない。



今回の人権週間では、「誰かのことじゃない。」のスローガンを重点目標として、人権

啓発活動を幅広く行います。

人権問題を解決するためには、まず互いの違いを認め合い、相手の気持ちを考え、思いやることのできる心を育むことが大切です。この機会に、人権問題を誰かの問題ではなく、自分の問題として捉え、人権を尊重することの大切さについて考えてみましょう。

## 新型コロナウイルス感染症に関する 不当な差別や偏見をなくしましょう

新型コロナウイルス感染症の感染者・濃厚接触者、医療従事者に対する誤解や偏見に基づく差別を行うことは許されません。

また、さまざまな事情で新型コロナワクチンの接種を受けることができない人もいます。職場や周りの人などに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをしたりすることのないようにお願いします。

公的機関の提供する正確な情報を入手し、冷静な行動に努めましょう。

## 悩んだときは相談してください

市内に25人いる人権擁護委員(※)は、人権に関わるさまざまな相談を受ける他、小中学生に向けた人権講話やイベントでの啓発活動を行っています。差別やいじめなど、「これは人権侵害ではないか」と思ったら、ひとりで悩まずにご相談ください(下の表参照)。人権擁護委員や法務局の職員が必要に応じて調査し、人権侵犯の事実が認められた場合は、適切な救済処置を行っています。

市役所1階市民ホールで人権週間パネル展

▼期間 12月2日まで。

## 人権相談窓口

相談名・申込方法	日時	問い合わせ先
人権よろず相談 詳しくは、46ページをご覧ください	原則、毎月第2水曜日 午前10時～正午と午後1時～3時	男女共同参画課 ☎(632)2346
人権相談 直接または電話で、宇都宮地方法務局(小幡2丁目) ☎0570(003)110(ナビダイヤル)へ	平日(年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分	宇都宮地方法務局人権擁護課 ☎(623)0925
女性の人権ホットライン ☎0570(070)810(ナビダイヤル)		
子どもの人権110番 ☎0120(007)110(フリーダイヤル)		
外国語人権相談ダイヤル ☎0570(090)911(ナビダイヤル) ▼対応言語 英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語	平日(年末年始を除く) 午前9時～午後5時	
インターネット人権相談	<a href="https://www.jinken.go.jp/">https://www.jinken.go.jp/</a>	

3 ※ 市区町村長の推薦を受け、法務大臣から委嘱された民間の人たちで、全国に約1万4,000人います。皆さんからの相談に応じ、人権問題解決へのお手伝いや小中学校での人権講話、人権の花運動、イベントなどでの啓発活動を行っています。